

総務警察委員会記録

開催日時 平成23年6月29日(水) 15:46～15:50

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中野 雅史 委員長
山村 幸穂 副委員長
小林 茂樹 委員
岡 史朗 委員
森川 喜之 委員
乾 浩之 委員
荻田 義雄 委員
新谷 紘一 委員
中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事 ほか、関係職員

議 事

(1) 議案の審査について

平成23年度議案

議第39号 奈良県税条例等の一部を改正する条例

会議の経過

○中野委員長 ただ今より、総務警察委員会を開催いたします。

案件に入ります前に、あらかじめお断りしておきます。

本日の委員会では、付託議案の審査のみとなりますので、ご了承を願いたいと思います。

また、奥田副知事、総務部次長、税務課長、財政課長に限って出席を求めていますので、ご了承を願います。

それでは、案件に入ります。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、付託議案について、奥田副知事より説明をお願いいたします。

○奥田副知事 ご審議をお願いをいたしております条例案件の議第39号、奈良県税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

お手元に配付をいたしております「平成23年6月定例県議会提出条例」の1ページをごらんいただきたいと思います。

奈良県税条例等の一部を改正する条例につきましては、国会において税制関連法案が成立したことを受けまして、奈良県税条例等の改正が必要となったため、提案をさせていただくものであります。

改正案の概要といたしましては、地方税法等の改正により、政策税制の拡充や税負担軽減措置の見直し等が図られたことに伴いまして、個人県民税や不動産取得税にかかわります奈良県税条例等の規定について所要の整備を行うものでございます。

また、保険年金に係る最高裁判決を受けまして、国においては納め過ぎとなった所得税について、現行法では還付できない年分のうち、平成12年までの所得税相当額を特別還付金として支給する制度が設けられたことから、本県も国と同様の措置を図るため、個人県民税に係る奈良県税条例の規定について所要の整備を行うものでございます。

法施行日との関係上、円滑な実施を図るため、本日ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○中野委員長 ただいまの説明につきまして、質疑があればご発言をお願いいたしたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

それでは、これをもちまして、付託議案についての質疑は終わらせていただきます。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。

○山村副委員長 この提案されました税条例の一部を改正する条例ですけれども、この中に含まれております株式等の配当に係る軽減税率の延長につきましては大資産家優遇になるということで、私たちはずっと反対しております。今回もまた延長されるということで、この部分についての反対ということで反対をいたします。

○中野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、採決を行いたいと思っております。

ただいま議第39号について、山村委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議第39号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。

着席願います。

起立多数でございますので、ただいまの議第39号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもって付託議案の審査は終わらせていただきます。

次に、反対意見の委員長報告についてでございますけれども、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっておりますが、反対討論をされますか。

(「しません」と呼ぶ者あり)

そうですか。反対討論はされないということでございますので、委員長報告に反対意見を記載することといたします。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしく願いいたします。

ご苦労さまでございました。

これもちまして、本日の委員会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。